

「第Ⅳ期公的統計の整備に関する基本的な計画」における厚労省関係の項目（案）

項目	具体的な措置、方策等	実施時期
4 人口や暮らしに関する統計の整備	○少子高齢化の進行や社会情勢の変化などを踏まえ、国民生活・社会統計に対する様々なニーズに柔軟に対応するため、関係府省が連携し、必要となる調査の実施方法等に関する研究を推進する。	令和5年度（2023年度）から実施する。
	○社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、引き続き情報収集や検討を行い、改善を図る。	令和5年度（2023年度）から実施する。
	○国民生活基礎調査のオンライン調査の導入について、全国導入に向けた課題の整理や必要な改善を実施の上、地域別・世帯属性別のオンライン回答状況等、オンライン導入に伴う結果への影響を分析し、導入効果の検証を行う。	令和7年（2025年）調査の企画時期までに結論を得る。
	○人口動態調査について、統計業務の継続性確保の観点からも、オンライン報告システムの改修等を通じたデータ収集・統計作成事務の効率化に継続的に取り組む。	令和5年度（2023年度）から実施する。
6 統計各分野の取組 (1) 雇用・労働環境に関する新たな統計の整備	○外国人の雇用・労働に係る統計の整備のため、具体的な検討を進めつつ、新たな統計調査を実施する。	令和5年度（2023年度）から実施する。
	○毎月勤労統計調査について、母集団労働者数の推計方法や季節調整法の見直しなど、更なる結果精度の向上を目指し、調査の改善に取り組む	令和5年度（2023年度）から実施する。
(6)教育に関する統計の作成プロセスの整備	○21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）の調査対象者の進学等を勘案し、関係府省との調整を含め、施策ニーズに即した今後の調査の方向性や調査内容について検討する。	令和5年度（2023年度）末までに結論を得る。

※令和4年12月21日に開催された総務省統計委員会第35回企画部会の資料「令和3年度統計法施行状況に関する審議結果報告書～第Ⅲ期基本計画の実施状況等と第Ⅳ期基本計画の基本的方向性～（案）」の「（別表）今後5年間に講ずる具体的施策」より。